学校法人多摩美術大学ハラスメント防止規程

（目的）

第 1 条　この規程は、本学の建学の精神に則り、ハラスメント防止のための措置並びにハラスメントが発生した場合に適切に対応するための措置に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条　ハラスメントには、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、ジェンダー・ハラスメント、モラル・ハラスメント等を含む。

(1)　セクシュアル・ハラスメント

相手の望まない性的な言動によって、相手に対して不快感や不利益を与えることで相手の人権を侵害することをさす。またその行為によって就労・就学を継続できない状況に追い込むことや教育・研究の環境を損なうことや本学への求職者等の求職活動等を阻害するものをいう。

(2)　パワー・ハラスメント

職位上あるいは業務上優越的な地位にある者が従属的な立場にある者に対して、その権限を利用・逸脱して不適切で不当な指導・嫌がらせの言動などを行うことをさす。

(3)　アカデミック・ハラスメント

教育・研究上の権威的又は優越的地位や権限を利用・逸脱して、教育・研究活動を一方的に妨害したり差別したり、不利益をもたらしたり、人権を侵害すること、及びその結果として教育研究環境を著しく阻害するような不適切で不当な指導や嫌がらせの言動を行うことをさす。

(4)　ジェンダー・ハラスメント

性別による差別意識に基づく言動により、相手方に不快感その他の不利益を与え、教育・研究、学習及び労働環境を悪化させることをいう。

(5)　モラル・ハラスメント

直接的な暴言・過度の叱責・罵倒などの言動のみでなく、文書・Ｅメールなどの間接的な誹謗・中傷・流言・仲間はずれ、悪意的な妨害など、相手に精神的・身体的な損傷を負わせたり、就学・就労、教育・研究を継続できない状況に追い込むような人権を侵害する行為、及び構成員の環境を悪化させることをいう。

(6)　その他のキャンパス・ハラスメント

不適切な言動であって、相手方に不快感その他の不利益を与えるものをいう。

（適用範囲）

第 3 条　この規程は、本学における学生（科目等履修生、研究生及び交換留学生を含む。）、教職員（嘱託職員、パートタイマーを含む。）及び本学が受け入れた研究者、学生の保護者並びに委託業者等本学の教育研究及び業務において関係を有する者（以下「構成員」という。）に適用する。

2　前項の規定にかかわらず、本学への求職者等（常勤、非常勤を問わず、本学の求人に応募する者、インターシップの参加者及び本学の採用・選考に資する活動に参加する者をいう。以下、同じ。）に対するセクシャル・ハラスメントの防止及び対応についても、この規程を適用する。

（責務）

第 4 条　本学は、ハラスメント防止のために必要な措置を講じなければならない。

2　本学は、求職者等に対するセクシュアル・ハラスメント防止のため、採用活動にふさわしい環境を確保することを含めて必要な措置を講じなければならない。

3　ハラスメントに係る相談を受けた上長は、所管する範囲においてハラスメント防止について責任を負い、誠実かつ迅速に必要な措置を講じなければならない。

（相談窓口の設置）

第 5 条 本学構成員によるハラスメントに係る苦情処理及び事案の当事者の救済、処分等の助言を行うために、相談窓口を設置する。

2　相談窓口の業務は、人事・経理部人事課、学生部学生課で行う。

3　相談窓口において、当該事案の事実確認、救済措置等が困難であると判断したときは、第 8 条に規定する防止委員会の委員長（以下「委員長」という。）にその旨を報告し、第 6 条に定める防止委員会の招集を求めることができる。

4　相談窓口は、苦情の申し立てが第 1 条に規定する目的に照らし相当でないと認めるときは、申し立てを差し戻すことができる。

5　相談窓口の調整活動内容は、原則として非公開とする。

（防止委員会の設置）

第 6 条 前条第 3 項による紛争の調停等を行うため、ハラスメント防止委員会（以下「防止委員会」という。）を置く。

2　防止委員会は、次に掲げる任務を行う。

(1)本学におけるハラスメントの防止、啓発、研修、相談及び救済に関する基本的政策の立案に関すること。

(2)調査委員会又は第三者委員会からの報告書に基づく対応に関すること。

(3)その他ハラスメントの防止に関すること。

（防止委員会の構成）

第 7 条 防止委員会は、次の者をもって構成する。

(1)副学長及び学長参与から学長が指名した若干名

(2)学部長もしくは研究科長

(3)教務部長、学生部長
(4)教務部事務部長、学生部事務部長
(5)人事・経理部長、総務部長
(6)学生相談員から委員長が指名した若干名

2　防止委員会は、必要に応じて次に掲げる委員以外の者に出席を求め、又は意見を聴くことができる。
(1)医師、カウンセラー等の専門家
(2)法律に関する専門家
(3)その他委員会が必要と認めた第三者

3　防止委員会は、両性をもって構成する。

（防止委員会の運営）

第 8 条 防止委員会に委員長を置き、学長が防止員会構成員の中から指名する。

2　委員長は防止委員会を招集し、その議長となる。

3　防止委員会は、防止委員会委員の過半数の出席で成立し、議事は出席委員の過半数で決する。

4　被害を申し出た者から被害拡大を防ぐための緊急措置の要請を受けた場合、委員長は、必要な事実確認を行い、教育研究、就業等が正常に行われるために必要な措置を講じる。

（調査委員会の設置、構成及び運営）

第 9 条　防止委員会委員長は、ハラスメントの事実関係を調査するため、事案ごとに調査委員会を設置する。

2　調査委員会は、防止委員会の委員の構成員から委員長が指名した若干名で構成する。

3　調査委員会は、両性をもって構成する。

4　調査委員会に主査を置き、防止委員会の委員長が指名する。

5　主査は、調査委員会を招集し、その議長となる。

6　調査委員会は、ハラスメントの事実関係について、概ね 3 か月以内に迅速に調査を行う。

7　調査委員会は、調査を踏まえて、その結果及び教育研究、就業等が正常に行われるために必要な措置等の提言をまとめ、防止委員会委員長に報告する。

（第三者委員会への委託）

第 10 条 防止委員会委員長は、ハラスメントの事実関係について特に専門的な調査を要すると判断したときには、調査委員会に換えて、第三者委員会（理事会で決定した法律事務所）に業務を委託する。

2　第三者委員会は調査結果をまとめた報告書を概ね 3 ヵ月以内を目安に本学に提出する。

第 11 条　（削除）
第 12 条　（削除）
第 13 条　（削除）
（調査委員会、第三者委員会の報告に基づく措置）
第 14 条 防止委員会は、調査委員会又は第三者委員会から報告書を受領した場合、提言に基づき直ちに必要な対応を協議し、学長及び理事長に意見を上申する。
2　防止委員会は、調査委員会又は第三者委員会から相手方に対する懲戒等の提言を受けた場合は、理事会へ意見を上申する。
（ハラスメント行為に対する措置）
第 15 条 ハラスメント行為に対する措置について、上申を受けた理事長及び学長若しくは理事会は、調査委員会、第三者委員会及び防止委員会（以下「委員会等」という。）の意見を十分に尊重し、事案の当事者に対し学則、就業規則、その他諸規則に照らし必要な措置を講じるものとする。
2　事案の当事者に対し指導・援助が必要なときは、適切な措置を講じるものとする。
（審議結果の通知・公表）
第 16 条　防止委員会は事案の審議が完了したときは、その結果を事案の当事者に通知する。
2　懲戒処分を行った場合は、掲示等により学内に公表するものとし、申立人が広く学外に及ぶ場合にはホームページに掲載する。
（当事者の義務）
第 17 条　委員会等の委員、事務担当者は誠実、公正をもって対応しなければならない。
2　委員会等の委員、事務担当者は、当事者の名誉やプライバシーの保護のため、職務上知り得たことを正当な理由なく他に漏洩し、又は私事に利用してはならない。
3　ハラスメントに係る申し立て者、被申し立て者、証言を求められた第三者は次に掲げる行為をしてはならない。
(1)事案に係る事実及び相談内容等を正当な理由なく他に漏洩すること
(2)虚偽の申告又は証言をすること
4　前項に違反があったと委員会等が認めるときは、委員会等は、適切な措置を取るとともに、事実関係について理事長・学長に報告する。
5　本義務違反に対する措置について、理事長・学長は、委員会等の意見に基づき当事者に対し必要な措置を講じるものとする。
（不利益取り扱いの禁止）
第 18 条　本学構成員は、ハラスメントに係る苦情の申し立て、当該苦情に係る調査への協力、その他ハラスメントに関して正当な対応をした者に対し、そのことをもって不利益な取り扱いをしてはならない。
（事務所管）
第 19 条　委員会等に関する事務は、人事・経理部人事課が行う。

（雑則）
第 20 条　この規程に定めるもののほか、必要な事項は関連諸規程に基づくものとする。

附　　則
この規程は、平成 17 年 6 月 1 日から施行する。

附　　則
この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附　　則
この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附　　則
この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附　　則
この規程は、令和元年 9 月 1 日から施行する。

附　　則
この規程は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

附　　則
この規程は、令和 5 年 6 月 1 日から施行する。

附　　則
この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附　　則
この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

附　　則
この規程は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

学校法人多摩美術大学カスタマー・ハラスメント防止規程

（目的）

第 1条　この規程は、カスタマー・ハラスメントが発生した場合に適切に対応するための措置に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2条　この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 教職員等

本法人の役員、教職員、派遣されている派遣労働者及びこれらに準ずる者をいう。

(2) 関係者等

本法人の教職員等以外の者で本法人の事業に関係を有する者

(3) カスタマー・ハラスメント

関係者等による、本法人の教職員等に関する言動・行為において、その内容又は手段・態様が社会通念上不相当なものであって、その言動・行為により、教職員等の職場環境又は教育研究環境が害されるものをいう。

（基本方針）

第 3条　本法人は、教職員等の適切な就業環境を維持するため、カスタマー・ハラスメントに対しては毅然とした対応を行うものとする。

（具体的な措置）

第 4条　カスタマー・ハラスメントを受けた又は認知した教職員等は、速やかに上長に相談又は人事・経理部人事課（以下「相談窓口」という）に報告を行うものとする。

2　相談又は報告を受けた上長又は相談窓口は、当事者を支援し関係者等に対して必要な措置を講じるとともに、必要に応じて関連する部署に連絡し、本学全体としての対応を図るものとする。

3　上長又は相談窓口は、事案の経過を踏まえて適切な時点において、事実関係を整理し、事務局長（担当理事が置かれている場合には担当理事）に報告するものとする。

4　事務局長（又は担当理事）は、相談窓口と連携して、事案に関係する教職員等や関係者等への事実確認、法的措置を含む必要な措置の検討を行い、報告書をまとめて理事会に付議し、必要な措置を講じる。

（関係者等への周知）

第 5条　就学・就労、教育・研究の場である大学においては、教職員等の職場環境や教育研究環境を適正なものとして維持する必要があること、そのことを担保するために本規程を定めていることなどの内容について、広報媒体を通じて周知を図るものとする。

学校法人多摩美術大学カスタマー・ハラスメント防止規程

（当事者の義務）

第 6 条　事案に関与した教職員及び関係者等は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 事案に関する事実及び相談内容等を正当な理由なく他に漏洩すること

(2) 虚偽の申告又は証言をすること

2　前項に違反があったと認める場合には、理事会において違反の当事者に対して適切な措置を講じることとする。

（不利益取扱いの禁止）

第 7 条　本法人の教職員は、カスタマー・ハラスメントに係る苦情の申し立て、当該苦情に係る調査への協力、その他カスタマー・ハラスメントに関して正当な対応をした者に対し、そのことをもって不利益な取り扱いをしてはならない。

（関係機関との連携）

第 8 条　本法人は、事案への対応に当たって、必要に応じ弁護士又は警察との連携を図るものとする。

（雑則）

第 9 条　この規程に定めるもののほか、必要な事項は関連諸規程に基づくものとする。

附　　則

この規程は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。